(二)　燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たしている検査自動車について平成二四年五月一日から平成二七年四月三〇日までの間に初めて自動車検査証の交付を受ける等の場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を減免することとした。（租税特別措置法第九〇条の一二関係）

(三)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が一定の路線定期運行の用に供する自動車のうち、その構造及び設備が高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる一定の乗合自動車等について、平成二四年五月一日から平成二七年四月三〇日までの間に初めて自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除することとした。（租税特別措置法第九〇条の一三関係）

(三)　衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した一定の貨物自動車について、平成二四年五月一日から平成二七年四月三〇日（一定の貨物自動車については平成二六年一〇月三一日）までの間に初めて自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を軽減することとした。（租税特別措置法第九〇条の一四関係）

二　所得税法の一部改正関係

1　給与所得控除について、次のとおり見直しを行うこととした。（所得税法第二八条及び別表第二～別表第五関係）

(一)　その年中の給与等の収入金額が一、五〇〇万円を超える場合の給与所得控除額については、二四五万円の上限を設ける。

(二)　給与所得控除の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表について、所要の整備を行う。

2　給与所得者の特定支出の控除の特例について、次のとおり見直しを行うこととした。（所得税法第五七条の二関係）

(一)　その年中の特定支出の額の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合は、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算する。

(1)　その年中の給与等の収入金額が一、五〇〇万円以下である場合　その年中の給与所得控除額の二分の一に相当する金額

(2)　その年中の給与等の収入金額が一、五〇〇万円を超える場合　一二五万円

(二)　特定支出の範囲に次に掲げる支出を追加する。

(1)　職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費

(2)　次に掲げる支出（当該支出の額の合計額が六五万円を超える場合には、六五万円までの支出に限る。）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたもの

イ　書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するもの及び制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出

ロ　交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

3　退職所得課税について、次のとおり見直しを行うこととした。（所得税法第三〇条、第二〇一条及び第二〇三条関係）

(一)　特定役員退職手当等に係る退職所得の金額については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とする。

(二)　特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいう。）としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」という。）が五年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

(1)　法人税法第二条第一五号に規定する役員

(2)　国会議員及び地方公共団体の議会の議員

(3)　国家公務員及び地方公務員

(三)　退職所得課税の見直しに伴い、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の受給に関する申告書の記載事項について、所要の整備を行う。

4　源泉徴収に係る所得税の納期の特例について、七月から一二月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限を翌年一月二〇日（改正前翌年一月一〇日）とした。（所得税法第二一六条関係）

5　外国法人がその発行済株式等の一〇〇分の五〇以上を保有する内国法人の役員若しくは使用人である居住者又は外国法人の国内にある営業所等において勤務する当該外国法人の役員若しくは使用人である居住者が、これらの外国法人（以下「外国親会社等」という。）から付与された株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利等に基づき当該外国親会社等から経済的利益の供与等を受けた場合には、当該内国法人又は営業所等の長は、外国親会社等の経済的利益の供与等に関する調書を、当該供与等を受けた日の属する年の翌年三月三一日までに、税務署長に提出しなければならないこととした。（所得税法第二二八条の三の二関係）

三　法人税法の一部改正関係

適格退職年金契約について、平成二四年四月一日において退職年金の給付を受けている者又は給付を受ける権利を有している者のみが当該契約に係る信託の受益者、保険金受取人又は共済金受取人となっていること等の一定の事実が生じている場合は、適格退職年金契約に係る法人税法その他租税に関する法令の規定を引き続き適用する措置を講ずることとした。（法人税法附則第二〇条関係）

四　相続税法の一部改正関係

1　相続税の連帯納付義務について、次に掲げる連帯納付義務者には連帯納付義務の履行を求めないこととした。（相続税法第三四条関係）

(一)　相続税の申告書の提出期限等から五年を経過する日までに税務署長等が連帯納付義務者に対して相続税法第三四条第六項の規定による通知を発していない場合における当該連帯納付義務者

(二)　納税義務者が延納の許可を受けた場合における当該納税義務者に係る連帯納付義務者

(三)　納税義務者の相続税について納税の猶予がされた場合における当該納税義務者に係る連帯納付義務者

2　相続税・贈与税の延納手続等について、災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、申請者の準備期間又は税務署長の審査期間に国税通則法第一一条の規定により申告期限等が延長された期間等を加算する等の措置を講ずることとした。（相続税法第三九条及び第四二条関係）

五　国税通則法の一部改正関係

1　税務行政執行共助条約等における徴収共助等に関する規定についての国内担保法の整備に伴い、猶予に係る国税につき差し押さえた財産があるときの担保の徴取及び滞納税額に相当する財産の差押え又は納付すべき税額に相当する担保の提供があった場合の延滞税の免除について、所要の整備を行うこととした。（国税通則法第四六条及び第六三条関係）

2　税務行政執行共助条約等における徴収共助等に関する規定についての国内担保法を整備する観点から、守秘義務違反に対する罰則の適用対象に、租税条約等の相手国等の租税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者を加えることとした。（国税通則法第一二六条関係）